

平成30年度 第2回 岩手県環境審議会自然・鳥獣部会

日時：平成30年9月11日（火）

午前10時00分から

場所：岩手県民会館 第1会議室

次 第

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

(1) 鳥獣保護区特別保護地区の指定について（諮問）・・・（資料1）

(2) ツキノワグマの狩猟期間の延長等について（報告）・・・（資料2）

(3) その他

4 その他

5 閉 会

岩手県環境審議会自然・鳥獣部会委員名簿(平成30年度現在)

氏名	所属及び職	出欠
青井 俊樹	岩手大学 名誉教授	
東 淳樹	岩手大学農学部 講師	
伊藤 英之	岩手県立大学総合政策学部 教授	欠席
菅野 範正	(公社)岩手県猟友会 専務理事	
渋谷 晃太郎	岩手県立大学総合政策学部 教授	
鈴木 まほろ	岩手県立博物館 専門学芸員	
鷹 背 紅子	岩手県森林・林業会議 幹事	
中 村 正	岩手県自然保護協会 常任理事兼事務局長	
松坂 育子	JA岩手県女性組織協議会 委員	欠席
水木 高志	さんりくESD閉伊川大学校 校長	

10名

出:8名

注) 五十音順

盛岡市小貝沢鳥獣保護区特別保護地区指定（再指定）計画書

1 名称

盛岡市小貝沢鳥獣保護区特別保護地区

2 区域

盛岡市小貝沢鳥獣保護区のうち、盛岡市新庄字小貝沢1番地1から1番地8まで、1番地10並びに2番地及び23番地7の区域

3 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区

(2) 鳥獣保護区の指定目的

この地域は、盛岡市の東部の北上山地に位置し、クリ、コナラ等を主体とした広葉樹二次林とスギ、アカマツ、カラマツ等の人工林とからなっており、地域全体が当市の重要な水源地帯となっている。また、以前からニホンツキノワグマなどの森林性の獣類やオオルリなどの森林性鳥類の生息に適した環境となっている。

特に、特別保護地区は、クリ、コナラ等の原生的な自然が多く残されており、また、国内希少野生動植物に指定されているものも確認されている等、多種の野生鳥獣の良好な生息地として特に重要な区域となっている。

このことから、盛岡市小貝沢鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

(3) 管理方針

- ・ 鳥獣の繁殖時期における人の不用意な立入り等による鳥獣の生息への影響を防止するため、現場巡視等を実施する。
- ・ 特別保護地区内における許可を要する行為については、鳥獣の生息環境の保全に十分な配慮がなされるよう、地元自治体や関係機関との調整を図る。

4 区域に編入しようとする土地の面積及びその内訳

総面積 101ha

(1) 形態別内訳及び所有者別内訳

形態別内訳		所有者別内訳	
林野	101 ha	国有地	—
農耕地	—	県有地	—
水面	—	市町村有地	93 ha
その他	—	私有地等	8 ha

(2) 他の法令による規制区域

なし

5 指定期間

平成30年11月1日から平成40年10月31日まで（10年間）

## 6 区域に編入しようとする土地における鳥獣の生息状況等

## (1) 当該地域の概況

この地域は、盛岡市の東部の北上山地に位置し、クリ、コナラ等を主体とした広葉樹二次林とスギ、アカマツ等の人工林からなっており、優れた自然環境を有し、森林性鳥獣の生息に適した環境となっている。

## (2) 生息している主な鳥獣

## ア 鳥類

オシドリ、マガモ、カルガモ、トビ、ノスリ、ヤマドリ、キジ、キジバト、フクロウ、ヤマセミ、アオゲラ、アカゲラ、コゲラ、キセキレイ、セグロセキレイ、ヒヨドリ、モズ、カワガラス、ミソサザイ、ツグミ、ウグイス、エナガ、ヒガラ、ヤマガラ、シジュウカラ、ゴジュウカラ、メジロ、カシラダカ、カワラヒワ、マヒワ、イスカ、ウソ、スズメ、ムクドリ、カケス、オナガ、オオルリ、ツバメ、カッコウ、コルリ、ヨタカ、ホトトギス、ヤマシギ、コノハズク、ハシボソガラス、ハシブトガラス など

## イ 獣類

ツキノワグマ、ニホンカモシカ、キツネ、タヌキ、イタチ、リス、トウホクノウサギ、アナグマ、ヤマネ、ムササビ、ホンドオコジョ、ニホンジカ など

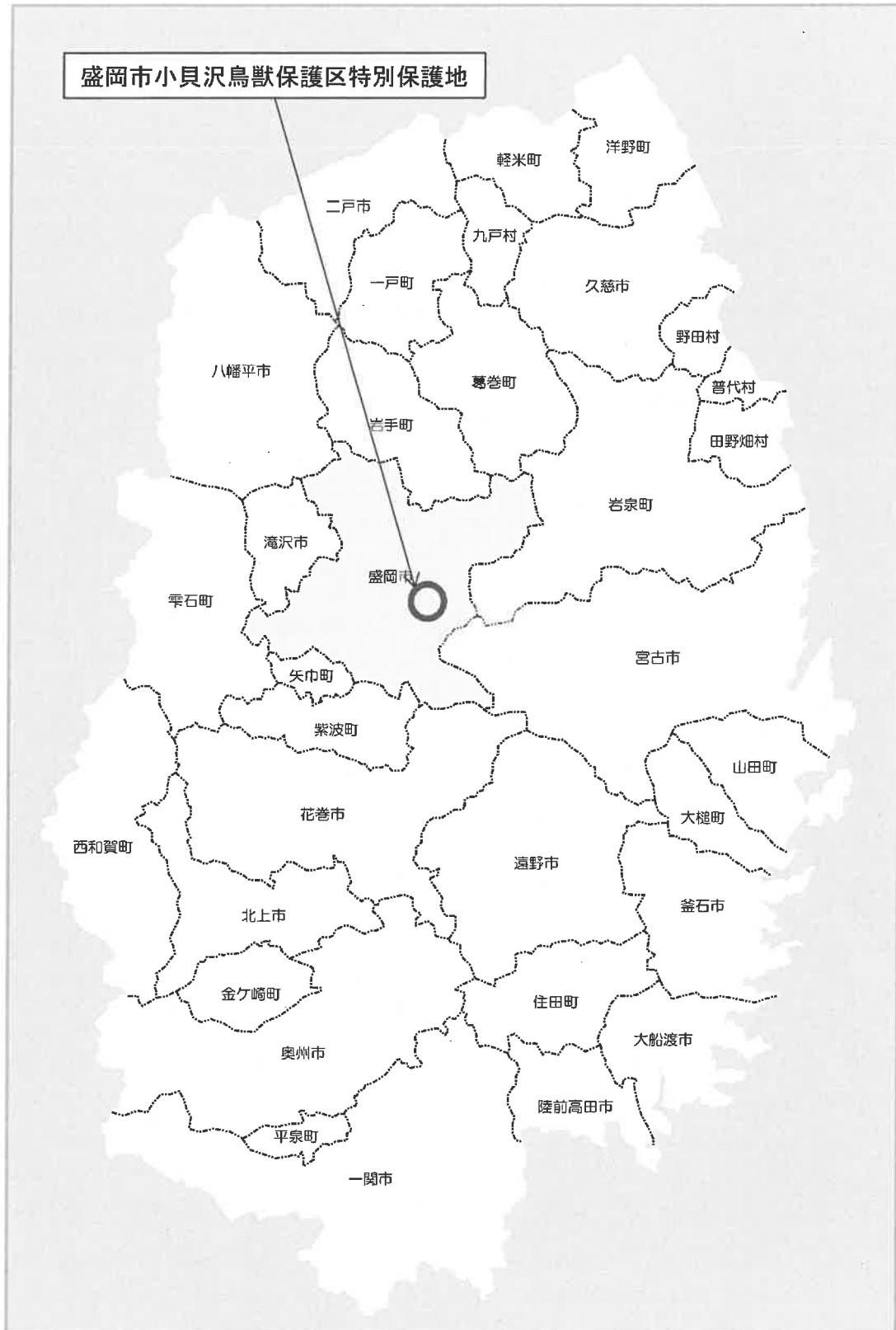
## 7 当該地域の農林作物の被害状況

特になし

## 8 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項

当該鳥獣保護区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより、被害を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

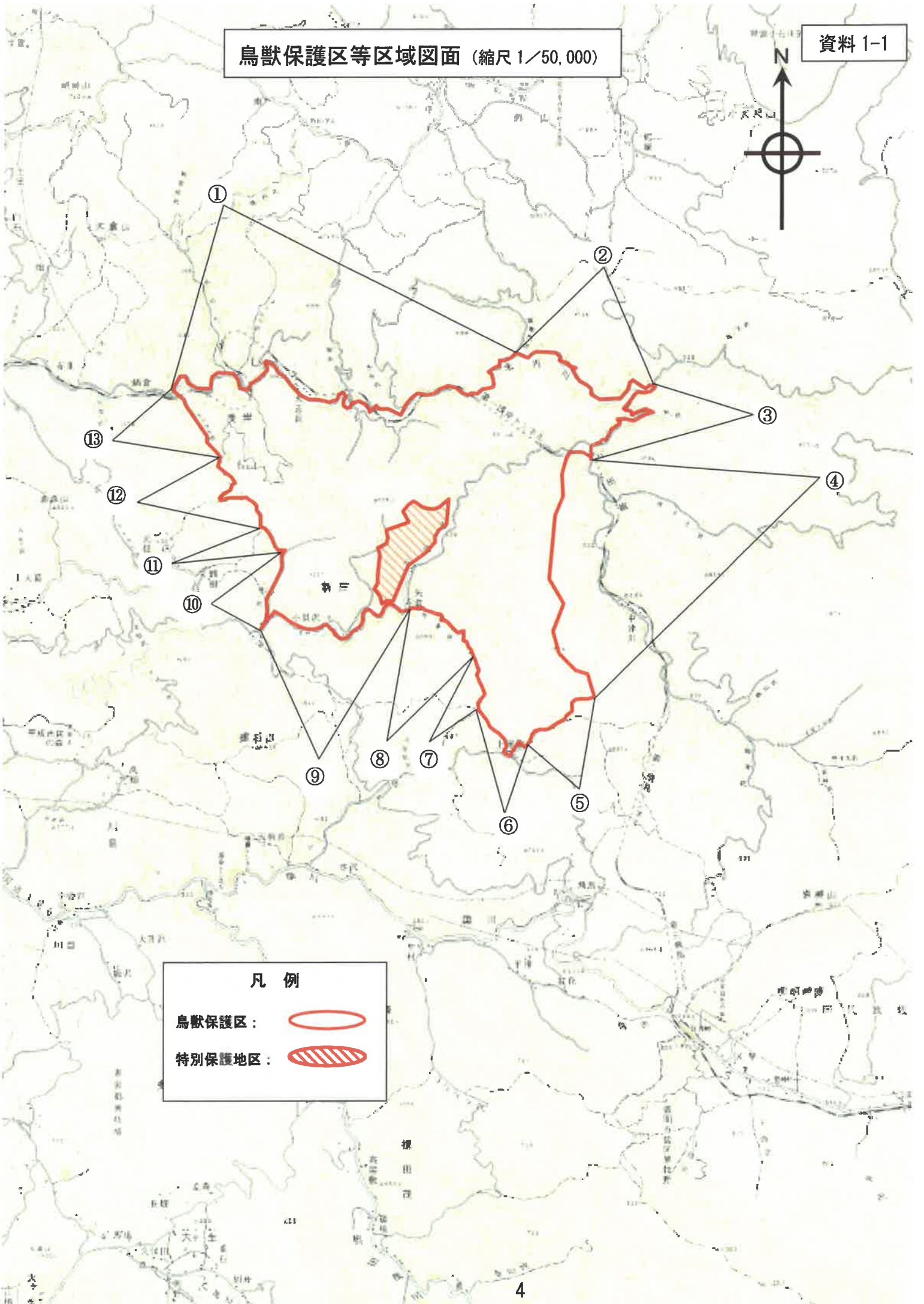
### 平成30年度再指定鳥獣保護区特別保護地区位置図



□ : 該当市町村

鳥獸保護区等区域図面 (縮尺 1/50,000)

資料 1-1



**凡 例**

鳥獸保護区： 

特別保護地区： 

## 資料1-1

名称	盛岡市小貝沢鳥獣保護区		面積	2,323ha
期間	平成30年11月1日から平成40年10月31日まで			
境界	1	一般県道外山大志田停車場線	8	矢倉沢
	2	県有林林道櫃取線	9	市道天神町銭掛3号線
	3	林道岩神2号線	10	林道滝ノ沢1号線
	4	稜線	11	林道滝ノ沢2号線
	5	国有林と民有林の境界	12	林道滝ノ沢2号線からヤツマキ沢に通ずる山道
	6	岩部沢に通ずる山道	13	ヤツマキ沢
	7	矢倉沢に通じる山道		
区分	盛岡市内の一般県道外山大志田停車場線とヤツマキ沢との交点を起点とし、起点から一般県道外山大志田停車場線を東に進み県有林道櫃取線との交点に至り、同点から同林道を東に進み林道岩神2号線との交点に至り、同点から同林道を南西に進み稜線との交点に至り、同点から同線を南に進み民有林と国有林との境界に至り、同点から同境界を北に進みさらに南西に進みさらに北西に進み岩部沢との交点に至り、矢倉沢に通じる山道を進み、矢倉沢を北に進み市道天神町銭掛3号線との交点を西に進み林道滝ノ沢1号線との交点に至り、同点から同林道を北に進み林道滝ノ沢2号線との交点に至り、同点から同林道を北西に進み林道滝ノ沢2号線からヤツマキ沢に通ずる山道との交点に至り、同沢左岸を下流に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域			

名称	盛岡市小貝沢鳥獣保護区特別保護地区	面積	101ha
期間	平成30年11月1日から平成40年10月31日まで		
区域	盛岡市小貝沢鳥獣保護区のうち、盛岡市新庄字小貝沢1番地1から1番地8まで、1番地10並びに2番地及び23番地7の区域		

早池峰山鳥獣保護区特別保護地区指定(再指定)計画書

1 名称

早池峰山鳥獣保護区特別保護地区

2 区域

早池峰鳥獣保護区のうち、国有林三陸北部森林管理署186林班ろ、は1、は2、へ、ロ、ハ、二の各小班、187林班イ小班、188林班は、にの各小班、189林班ほ小班、190林班に小班、国有林岩手南部森林管理署遠野支署94林班ほ、イの各小班、98林班は1、は2、イの各小班、126林班、国有林岩手南部森林管理署遠野支署764林班に1、に2、ほの各小班、国有林岩手南部森林管理署遠野支署769イ小班、770林班イ小班、771林班イ1、イ2、ロの各小班、国有林三陸北部森林管理署420林班い1、い2、い3、ろ、に、ほ1、ほ2、へ、イ1、イ2、ロ1、ロ3、ハ、二の各小班、国有林三陸北部森林管理署420林班は、ロ2の各小班的区域

3 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 鳥獣保護区特別保護地区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区

(2) 鳥獣保護区の指定目的

当地域は、早池峰山を主峰とする山岳地帯で、国定公園及び国の自然環境保全地域等に指定されており、多種の野生動植物の生育する優れた環境を有している。

このことから、早池峰山鳥獣保護区における中核的な区域として鳥獣保護区特別保護地区に指定し、当地域における鳥獣の保護、鳥獣の生息環境の保護及び鳥獣保護思想の普及啓発を図るものである。

(3) 管理方針

- ・ 当該特別保護地区については、鳥獣の生息環境を保全するため、現状のままの保全を基本とする。
- ・ 定期的な鳥獣の生息状況のモニタリング調査を通して、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- ・ 特別保護地区内における許可を要する行為については、鳥獣の生息環境の保全に十分な配慮がなされるよう、地元自治体や関係機関との調整を図る。

4 区域に編入しようとする土地の面積及びその内訳

総面積 2,422ha

(1) 形態別内訳及び所有者別内訳

形態別内訳		所有者別内訳	
林野	2,422 ha	国有地	2,422 ha
農耕地	-	県有地	-
水面	-	市町村有地	-
その他	-	私有地等	-

(2) 他の法令による規制区域

森林法(水源涵養・土砂流出防備・保健保安林)	2,420ha		
自然環境保全法	772ha	┌	自然環境保全地域特別地区 732ha
			自然環境保全地域普通地区 40ha
自然公園法	1,650ha	┌	特別保護地区 698ha
			特別地域 952ha
文化財保護法	2,057ha		



**5 指定期間**

平成30年11月1日から平成40年10月31日まで（10年間）

**6 区域に編入しようとする土地における鳥獣の生息状況等****(1) 当該地域の概況**

当地域は、早池峰山を主峰とする山岳地帯で、国立公園及び国の自然環境保全地域等に指定されており、多種の野生動植物の生育する優れた環境を有している。

**(2) 生息している主な鳥獣****ア 鳥類**

ツミ、ハリオアマツバメ、アマツバメ、ホシガラス、ウソ、メボソムシクイ、エゾムシクイ、クロジ、マミジロ、キクイタダキ、ミソザザイ、コマドリ、ルリビタキ、アカハラなど

**イ 獣類**

ニホンジカ、リス、ニホンカモシカ、テン、ホンドオコジョ、ヤマネ、ツキノワグマ、トウホクノウサギ、キツネ、タヌキ、アナグマ など

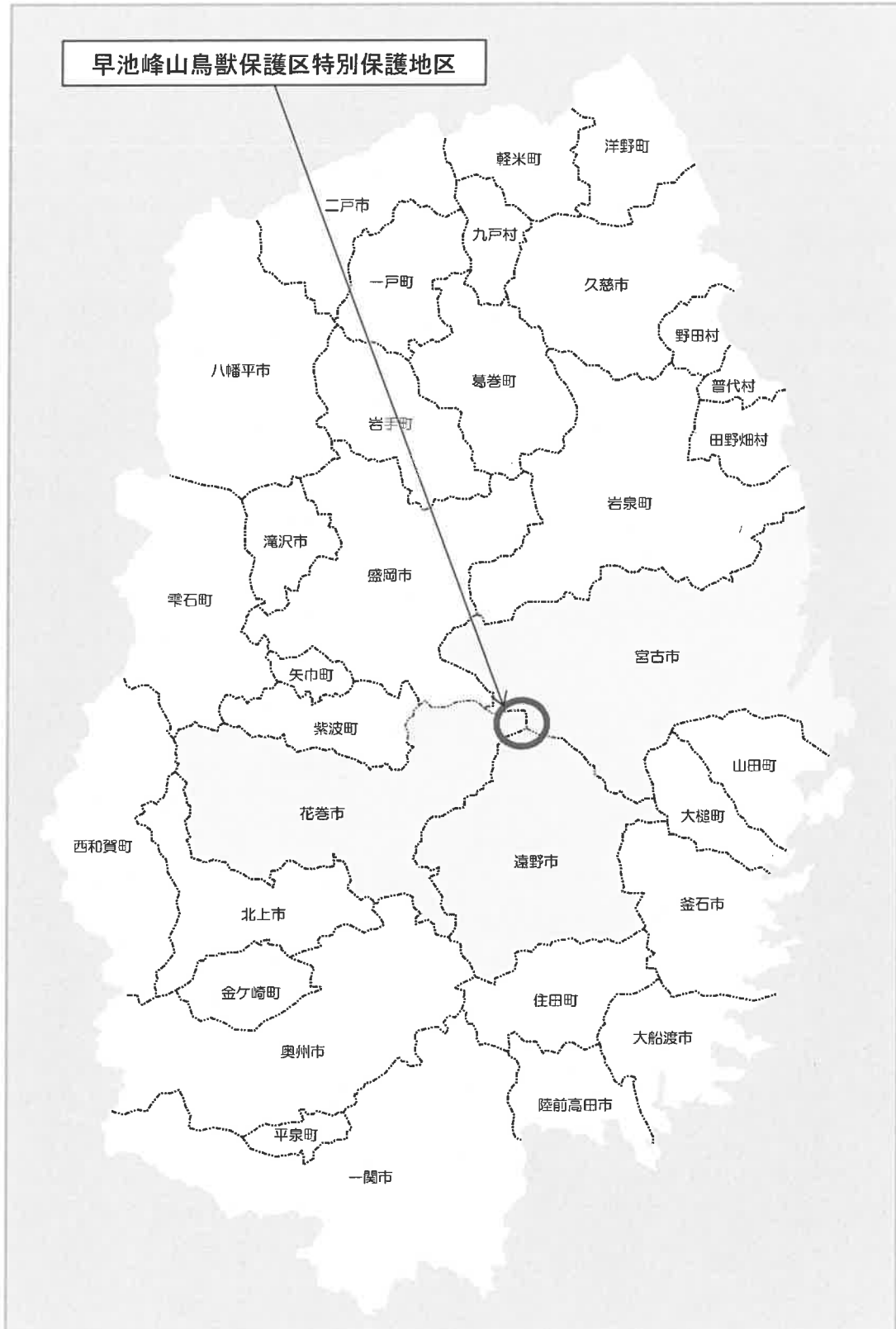
**7 当該地域の農林作物の被害状況**

農林作物の被害について現時点では発生していないが、当該地域及び周辺地域はシカの侵出が見られる区域であることから、被害が発生した場合は防除対策を講じたうえで、なお被害が発生するときには有害捕獲をするなど被害対策を講じることとする。

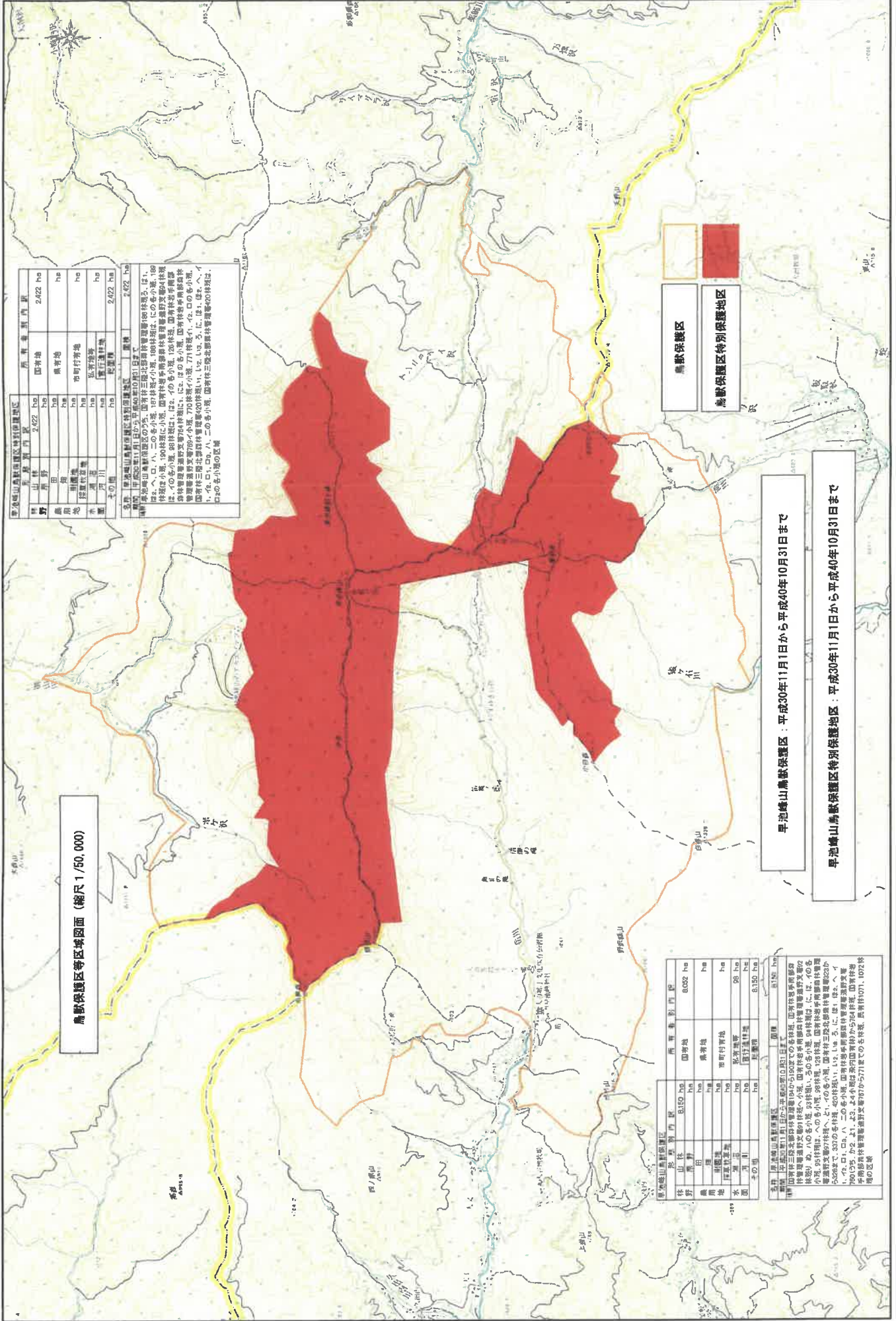
**8 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項**

当該鳥獣保護区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより、被害を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

### 平成30年度再指定鳥獣保護区特別保護地区位置図



□ : 該当市町村



鳥獣保護区等区域図面 (縮尺 1/50,000)

早池峰山鳥獣保護区：平成30年11月1日から平成40年10月31日まで

早池峰山鳥獣保護区特別保護地区：平成30年11月1日から平成40年10月31日まで

早池峰山鳥獣保護区		面積	
種別	面積 (ha)	種別	面積 (ha)
山林	8,190	田舎地	6,002
野原	1	農用地	1
農用地	1	市町村有地	1
水域	1	私有地	95
その他	1	計	8,190

本図は、早池峰山鳥獣保護区(平成30年11月1日から平成40年10月31日まで)の区域を示す。特別保護地区は、早池峰山鳥獣保護区(平成30年11月1日から平成40年10月31日まで)の区域内にあり、早池峰山鳥獣保護区特別保護地区(平成30年11月1日から平成40年10月31日まで)の区域を示す。早池峰山鳥獣保護区特別保護地区は、早池峰山鳥獣保護区(平成30年11月1日から平成40年10月31日まで)の区域内にあり、早池峰山鳥獣保護区特別保護地区(平成30年11月1日から平成40年10月31日まで)の区域を示す。早池峰山鳥獣保護区特別保護地区は、早池峰山鳥獣保護区(平成30年11月1日から平成40年10月31日まで)の区域内にあり、早池峰山鳥獣保護区特別保護地区(平成30年11月1日から平成40年10月31日まで)の区域を示す。

早池峰山鳥獣保護区特別保護地区		面積	
種別	面積 (ha)	種別	面積 (ha)
山林	2,422	田舎地	2,422
野原	1	農用地	1
農用地	1	市町村有地	1
水域	1	私有地	1
その他	1	計	2,422

鳥獣保護区  
鳥獣保護区特別保護地区

この図面は、国土院が作成したものであり、国土院の責任において作成されたものである。国土院は、この図面の正確性を保証するものではない。また、この図面は、国土院の責任において作成されたものである。国土院は、この図面の正確性を保証するものではない。

## 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（抜粋）

### （鳥獣保護区）

第二十八条 環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の種類その他鳥獣の生息の状況を勘案して当該鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、それぞれ次に掲げる区域を鳥獣保護区として指定することができる。

- 一 環境大臣にあっては、国際的又は全国的な鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のため重要と認める区域
- 二 都道府県知事にあっては、当該都道府県の区域内の鳥獣の保護のため重要と認める区域であって、前号の区域以外の区域

### （特別保護地区）

第二十九条 環境大臣又は都道府県知事は、それぞれ鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域を特別保護地区として指定することができる。

- 4 第2項の規定は第1項の規定による指定の変更について、第3条第3項の規定は第1項の規定により環境大臣が行う指定及びその変更（特別保護地区の区域を拡張し、又は存続期間を延長するものに限る。）について、第4条第4項及び第12条第4項の規定は第1項の規定により都道府県知事が行う指定及びその変更（第4条第4項の場合にあっては、特別保護地区の区域を拡張し、又は存続期間を延長するものに限る。）について、第15条第2項、第3項、第13項及び第13項並びに第28条第2項から第6項までの規定は第1項の規定による指定及びその変更（同条第3項から第6項までの場合にあっては、特別保護地区の区域を拡張し、又は存続期間を延長するものに限る。）について準用する。

### （鳥獣保護管理事業計画）

第四条 都道府県知事は、基本指針に即して、当該都道府県知事が行う鳥獣保護管理事業の実施に関する計画（以下「鳥獣保護管理事業計画」という。）を定めるものとする。

- 4 都道府県知事は、鳥獣保護管理事業計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第51条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関（以下「合議制機関」という。）の意見を聴かなければならない

## 鳥獣の保護及び鳥獣保護区特別保護地区について

## 1 制度の概要

## (1) 鳥獣保護区

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。)第 28 条第 1 項に基づき、鳥獣の保護を図るため特に必要があると認められるときに知事が指定し、鳥獣の捕獲若しくは殺傷又は鳥類の卵の採取若しくは損傷が禁止される。

開発等に規制はないが、区域内の土地又は木竹の所有者は、鳥獣の生息及び繁殖のため、知事が設置する営巣、給水、給餌等施設設置に対し拒否ができなくなる。

## (2) 鳥獣保護区特別保護地区

法第 29 条第 1 項に基づき、鳥獣保護区内において、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地保護を図るため、特に必要と認めるときに知事が指定し、水面の埋立て、木竹の伐採、工作物等の新築等、一定の行為が規制(許可行為)される。

指定期間は、鳥獣保護区の存続期間内と同様。

## 2 県内の指定状況

## (1) 平成 30 年 10 月 31 日まで

①鳥獣保護区	131 箇所 (129,885ha)
②鳥獣保護区特別保護地区	12 箇所 ( 6,188ha)

## (2) 平成 30 年 11 月 1 日以降(予定)

①鳥獣保護区	129 箇所 (128,498ha)
②鳥獣保護区特別保護地区	12 箇所 ( 6,188ha)

<ツキノワグマの狩猟期間の延長等について>

資料2

岩手県告示第604号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第2項の規定に基づき、次のとおり狩猟鳥獣の狩猟期間を延長する。

平成30年8月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 狩猟期間を延長する狩猟鳥獣の種類 ツキノワグマ
- 2 狩猟期間を延長する区域 県内一円の区域
- 3 延長する期間 平成30年11月1日から平成34年3月31日までの毎年11月1日から同月14日まで

# 「岩手県鳥獣保護センター整備基本構想」

平成30年8月

岩手県

## 目 次

### 第1 はじめに

### 第2 鳥獣保護センター整備の必要性と基本的な考え方

- 1 現在の鳥獣保護センターの概要
- 2 鳥獣保護センター整備の目的
- 3 鳥獣保護センターの目指すべき姿

### 第3 鳥獣保護センターが担うべき機能

- 1 傷病鳥獣の救護
  - (1) 収容・治療
  - (2) 機能訓練・野生復帰
  - (3) 終生飼養
  - (4) 関係機関、ボランティアとの協働
- 2 野生動物保護管理に関する環境教育・普及啓発
- 3 調査研究や野生鳥獣保護管理対策への協力等

### 第4 鳥獣保護センター整備運営の方向性

- 1 運営方法
  - (1) 他の動物関連施設との連携
  - (2) 民間活力の導入
  - (3) 関係団体との連携
  - (4) ボランティアとの協働
- 2 整備の方法
- 3 施設規模と付帯設備
  - (1) 施設のコンセプト
  - (2) 配置施設の想定
  - (3) 必要な諸室の想定(区域ごと)
- 4 整備時期

### 第5 おわりに



## 第1 はじめに

近年、社会情勢や人々の意識、野生鳥獣の生息状況などに変化が生じ、野生鳥獣の保護管理分野では生物多様性<sup>1</sup>の保全とそのための科学的保護管理という考え方が主流となりつつあり、傷病鳥獣救護については、これまでの愛護思想に基づく救護を軸に鳥獣保護思想の普及を図るという位置づけに見直しが求められています。

このような背景から国では、平成28年10月に全部改正した「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針(平成28年環境省告示第100号。以下「指針」という。)」の中で、傷病鳥獣救護について、生物多様性の保全への貢献に重点を置いて対応を検討することとされ、鳥獣保護センターについては、科学的、計画的な鳥獣保護及び管理の総合的な拠点として位置づけ、既存施設の強化又は新たな施設整備等に努めることとされました。

県では、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき平成29年3月に策定した「第12次鳥獣保護管理事業計画(平成29～2021年度)」において、岩手県鳥獣保護センター(以下「センター」という。)を幼傷病鳥獣救護の拠点として位置づけ、応急治療を中心とした一次救護を行う県内の指定獣医師と連携しながら、治療から機能訓練、野生復帰訓練までの二次救護のほか、野生鳥獣保護等に関する普及啓発及び情報発信、大学・動物園等の研究・教育・展示等への協力を行っていくこととしていますが、現状施設には課題も多く、これらの課題解決と指針を踏まえた機能強化を図る必要があります。

このため、センターの機能・役割が効果的に発揮できるよう助言することを目的として設置され、有識者を構成員とする「岩手県鳥獣保護センター運営委員会」において、現状の課題を整理し、今後のあり方について検討を重ね、平成30年6月に「岩手県鳥獣保護センターのあり方について」を取りまとめました。

この整備基本構想は、あり方を基に、傷病鳥獣の救護や環境教育を通じ、生物多様性の保全に貢献できる県内唯一の施設としての機能を果たすために、センターの今後の整備の基本的な考え方等の必要な事項を取りまとめたものです。

1 地球上のさまざまな環境に適応した、個性を持った特有の生きものがいること。そしてそれぞれがさまざまな相互の作用によってつながり合っていることを「生物多様性」と呼び、“生命の豊かさ”を包括的に表す概念です[1]

## 第2 鳥獣保護センター整備の必要性と基本的な考え方

### 1 現在の鳥獣保護センターの概要

#### 設置目的

県民共有の貴重な財産であり、自然環境を構成する重要な要素である野生鳥獣の保護のため、幼傷病野生鳥獣の救護を通じて生物多様性や地域個体群の保全に貢献するとともに、自然保護に関する県民学習や広報の場として設置。

#### 職員体制

非常勤職員（獣医師）：2名（曜日による交代制勤務）

期限付臨時職員（獣医師の補助、施設管理）：1名

#### 施設概要等

所在地：滝沢市砂込 390-29

開所時間：午前8時30分から午後5時15分まで（年末年始を除き無休）

敷地面積：41,089m<sup>2</sup>（東京ドーム約1個分）

#### 施設詳細等

区分	施設詳細
管理棟	診療室、レントゲン室、事務室
研修・療養棟	研修室、ボランティア室、療養室
飼育舎	飼養育舎（猛禽類）2棟、飼養育舎（その他）2棟、 飼養育舎（獣類）1棟、放飼舎1棟、訓練舎1棟、シカ舎1棟 カモシカ舎1棟、ヤマドリ種鳥舎1棟、保護訓練舎1棟
屋外訓練ケージ	大型猛禽類飛翔訓練用
その他	飼料倉庫1棟、車庫1棟、機械庫1棟

#### 施設設置の経緯等

昭和40年（1965年） キジの放鳥を目的に、岩手県キジ養殖場として開設

昭和46年（1971年） 本県で開催された第25回愛鳥週間「全国野鳥保護のつどい」の開催を機に、幼傷病野生鳥獣の救護を目的に「岩手県鳥獣保護センター」と改称

昭和52年（1977年） ヤマドリの繁殖を開始

平成13年（2000年） 管理棟・飼育棟（猛禽類飼育舎）・X線装置等を整備（改築）

平成 22 年（2010 年） キジ・ヤマドリの養殖を廃止

救護体制等

県民の通報を受け、広域振興局職員が傷病鳥獣を回収し、センターへ搬送する。ただし、何らかの事情によりセンターでの受入が困難な場合は、指定獣医師（一般社団法人岩手県獣医師会と幼傷病野生鳥獣応急治療業務委託を締結）が応急治療を実施した後、継続治療やリハビリ、終生飼養についてはセンターが実施する。

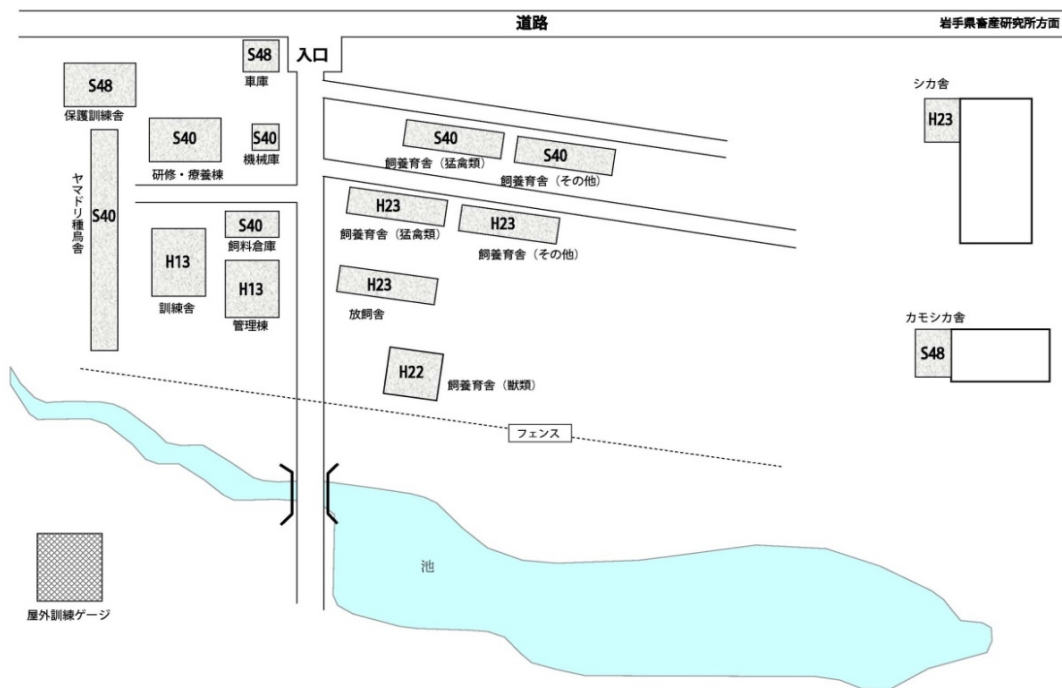
平成 29 年度はハクチョウやフクロウ等の鳥類 65 羽、コウモリ、ニホンカモシカ等の獣類 7 頭がセンターへ搬入された。

救護件数の推移

	H25		H26		H27		H28		H29	
	鳥類	獣類	鳥類	獣類	鳥類	獣類	鳥類	獣類	鳥類	獣類
振興局	193	175	118	56	144	21	109	12	89	18
（指定獣医師等）	(11)	(5)	(24)	(5)	(18)	(4)	(19)	(5)	(19)	(5)
鳥獣保護センター	146	37	68	13	87	23	95	8	65	7
計	551		255		275		224		179	

一定数以上有害捕獲されている鳥獣種などは、原則として救護対象外としている。

施設配置図（施設の記載年度は整備時期）



## 2 鳥獣保護センター整備の目的

近年、動物と人及びそれを取り巻く環境（生態系）は相互につながっていることから、動物と人の健康は一つと捉え、これが地球環境の保全に、また、安全、安心な社会の実現につながるという考え方から、「One World-One Health<sup>2</sup>」の理念が提唱されています。

このような中、国の指針においては、傷病鳥獣救護について生物多様性の保全への貢献に重点を置いて対応を検討することとされ、鳥獣保護センターについては、科学的、計画的な鳥獣保護及び管理の総合的な拠点として位置づけ、既存施設の強化又は新たな施設整備等に努めることとされました。

しかし、現状の施設には、次のような課題があります。

- ・ **一部施設や検査機器の老朽化**

施設は部分的な修繕や改修は行っているものの、一部施設は昭和 40 年にキジ養殖場として設置された当時の施設を継続して使用しており、安全面の問題があるほか、診療を行う管理棟は、平成 13 年に改築し、X 線装置等を整備しましたが、これらの検査機器類も近い将来、更新が必要となる見込みです。

- ・ **感染症対策が困難な施設設備**

野生鳥獣を受け入れるにあたって、高病原性鳥インフルエンザ等の感染症対策が不可欠ですが、隔離施設がないことや、飼養施設に給排水設備が設けられていないことなど、十分な対策をとることが難しい状況です。

- ・ **来場者受け入れ体制の不備**

十分な広さの研修室や、公共交通機関が少ない場所に立地しているにも関わらず来場者用駐車場が整備されていないこと等により、県民学習や広報の場としての機能が十分に発揮されていません。

- ・ **獣医師の安定的な確保が困難**

センターで治療や普及啓発活動等を中心となって行う獣医師については、これまでも安定的な確保が困難な状況があり、今後、獣医師が雇用できなかった場合は施設の運営上も問題であるほか、中長期的にみても、治療やリハビリ技術の継承、計画的な普及啓発活動の実施や救護データの活用等を図る上で大きな支障となっています。

以上のことから、平成 30 年 6 月に取りまとめた「岩手県鳥獣保護センターのあり方について」を基に、現状課題の解決と、今後センターが目指す生物多様性の保全に貢献する野生鳥獣の保護管理施設として、また、自然豊かな本県において、野生鳥獣と共生していく社会の実現のための拠点施設としての機能強化が図られ、その機能を維持していくことができるよう、運営体制の見直しを含めて施設の整備をしようとする

ものです。

- 2 「One World-One Health」とは、動物とヒト及びそれを取り巻く環境（生態系）は、相互につながっていると包括的に捉え、獣医療をはじめ関係する学術分野が「ひとつの健康」の概念を共有して課題解決に当たるべきとの考え。2004年に野生生物保全協会（WSC）が提唱した。また、国際獣疫事務局（OIE）は、2009年に「より安全な世界のための獣医学教育の新展開」に関する勧告において、動物の健康、人の健康は一つであり生態系の健全性の確保につながるとする新たな理念として「One World-One Health」を実行すべきである旨を提唱している〔2〕。

### 3 鳥獣保護センターの目指すべき姿

#### （1）生物多様性の保全に貢献する野生鳥獣保護管理施設

- ・ 適切な傷病鳥獣救護を行い、野生復帰までを行うことで、希少種の保全や、種々の自然環境の調査研究等へ貢献します。
- ・ 環境教育や普及啓発活動を通じて県民が身近な野生鳥獣に興味・関心を持ち、自然環境を保全する心を育みます。

#### （2）誰でも利用できる開かれた施設

- ・ 広く県民が相談、学習等に利用できる開かれた施設にします。

#### （3）多様な主体やボランティアと協働する施設

- ・ 関係団体はもとより、他の動物関連施設と緊密に連携し体制の強化を図るとともに、ボランティアと協力して、野生鳥獣の救護や普及啓発に取り組みます。

## 第3 鳥獣保護センターが担うべき機能

人と動物と自然環境が相互につながっているという考え方にに基づき、「One World-One Health」の理念の下で傷病鳥獣の救護にとどまらず、国が指針において示す科学的、計画的な鳥獣の保護及び管理の総合的な拠点としてのセンターを目指し、生物多様性の保全に貢献する施設として、次の機能を担います。

### 1 傷病鳥獣の救護

#### (1) 収容・治療

県民から傷病鳥獣の通報があった場合には、広域振興局と連携し、鳥獣保護センターへ収容し、治療を行います。また、県内の指定獣医師の応急治療を受けた個体で、引き続き治療や療養が必要な個体についても受入れを行います。

#### (2) 機能訓練・野生復帰

野生復帰のための機能訓練を含めたりハビリテーションを行うほか、中長期的な視点での技術の向上や、ノウハウの蓄積を図ります。

#### (3) 終生飼養

センターは、県内で野生鳥獣の終生飼養を行うことができる唯一の施設でもあることから、放野できない個体については、動物福祉<sup>3</sup>に配慮しながら、一定数を終生飼養するとともに、別に作成するガイドラインに基づき、保護する目的や意義を踏まえて、繁殖、研究、展示または環境教育のために積極的に活用していきます。

#### (4) 関係機関、ボランティアとの連携

野生鳥獣は愛護動物とは異なる救護技術が要求されることから、センターと応急治療を行う指定獣医師等の関係機関において、相互の情報交換が可能なネットワークを構築しながら、連携して対応していきます。

また、ボランティアについては、活発に活動できるように、参加しやすい仕組みづくりを行います。

3 動物福祉の基本としては、国際的に認知されている次のような「5つの自由」がある。 飢えと渇きからの自由、不快環境からの自由、痛み、怪我、病気からの自由、正常行動を発現する自由、恐怖、苦悩からの自由。フリーレンジの野生動物においても飼育下に置かれる場合は、この「5つの自由」が担保されなければならない[3]

## 2 野生鳥獣保護管理に関する環境教育・普及啓発

他の動物関連施設、NPO やボランティア等と連携しながら、本県の野生鳥獣の生息状況や保護管理対策の現状、野生鳥獣との正しい関わり方を中心とした環境教育の場として、見学者や学生等の受入れ等を計画的に行います。

また、生物多様性保全の重要性について、野生動物に関するイベントの開催やインターネット等を活用して県民へ広く普及啓発を図るとともに、センターの収容動物の状況などの情報発信を積極的に行い、野生鳥獣について知る楽しさをきっかけとして、県民が身近な自然環境に興味・関心を持てるような取組を行います。

### 実施事業例

- ・小学生から中学生を対象とした「いのち」の教育（見学等の受入及び出前授業）
- ・野生動物に関するイベントの開催
- ・定期的な鳥獣保護センター通信の発行

## 3 調査研究や野生鳥獣保護管理対策への協力等

救護データの収集や分析等を行い、野生鳥獣保護管理のための対策や大学等が行う調査研究、環境モニタリングの実施への協力等について、ニーズを把握しながら検討していきます。

## 第4 鳥獣保護センター整備運営の方向性

### 1 運営方法

#### (1) 他の動物関連施設との連携

新たなセンターが県民に環境学習等で積極的に活用され、岩手の自然環境を保全する意識を育てる普及啓発の場として効果的に機能するために動物愛護センターや動物園等の他の動物関連施設と緊密な連携を図っていきます。

#### (2) 民間活力の導入

公共施設として、効率的に運営することとし、公民連携事業や業務委託など民間活力の導入を検討します。

#### (3) 関係団体との連携

(一社)岩手県獣医師会への応急治療業務の委託や、野生復帰のためのリハビリテーション及び救護技術研修等における関係団体の協力等、引き続き連携して実施していきます。

#### (4) ボランティアとの協働

環境教育等を通じて、県民のセンターの活動への理解を深め、県民がボランティアとして参加し、活動できる体制づくりを行っていきます。

### 2 整備の方法

現在、県では盛岡市との共同設置による岩手県動物愛護センター(仮称)(以下「動物愛護センター」という。)の整備を検討しています。

同じく動物を扱う県の施設である鳥獣保護センターが一体的に整備された場合、愛護動物と野生動物の相談窓口が一本化することで、県民の利便性の向上に繋がるほか、動物の診療や普及啓発等の共通した業務を持つ施設を集約化することで、人員体制の強化や普及啓発活動の広がりが見込まれます。

また、感染症対策や老朽化対策のための整備を行う上でも、施設設備の共有化を図ることにより、整備費の低減が見込まれ、運営に係る人件費等や施設の維持管理費の縮減も見込まれます。

これらのことから、センター整備にあたっては、動物愛護センターとの一体的な整備に向けた検討を進めることとします。

また、センターは野生鳥獣を扱うことから、整備に当たっては高病原性鳥インフルエンザなどの感染症対策について、十分な配慮を行います。



### 3 施設規模と付帯設備

#### (1) 施設整備のコンセプト

##### ア 傷病鳥獣の収容・治療・野生復帰訓練を行う施設

診断治療に必要な施設設備を設けるとともに、野生復帰訓練施設を設け、傷病鳥獣の放野により生物多様性の保全に貢献します。

##### イ 生物多様性保全の重要性について学ぶ施設

野生動物との関わり方や保護管理対策の普及啓発に努め、野生動物のいのちについての学習を通じて生物多様性の保全の大切さを学べる施設とします。

##### ウ 感染症及び動物福祉に配慮した施設

収容動物が野生動物であることに配慮した構造、配置とし、隔離施設等を整備した上で、洗浄消毒が容易に行うことができるなど、施設内での感染症の蔓延等が発生しないような施設とします。

##### エ 利用しやすい施設

「環境学習・交流ゾーン」、「鳥獣保護・収容ゾーン」、「事務管理ゾーン」の3つの区域を整備し、来場者の動線を明確にします。

##### オ 県民・市民が親しみやすい施設

本県の気候条件や風土に適した構造・材質等を用いて、来場者にとって快適で親しみやすい空間とするとともに、周辺環境と調和した施設とします。

##### カ 環境に配慮した施設

省エネルギー対策を施し、環境負荷の低減を図ります。また、施設内の動物の臭気、排水、景観等により周辺環境に影響しない施設とし、施設の長寿命化及び低コスト化を図ります。

#### (2) 配置施設の想定

配置する施設として、次の3施設を想定しています。

なお、施設設備については感染症対策に配慮しながら、動物愛護センターとの共有を検討していきます。

施設の区分	摘 要
建物	事務所、普及啓発、診療・治療の建築物（平屋）
鳥獣収容施設	隔離施設、リハビリ施設、終生飼養施設
駐車・駐輪場	来場者用（大型バス、普通車、自転車、バイク）及び職員用

### (3) 必要な諸室の想定(区域ごと)

「現状との比較」欄の「 」は、現有施設にない部分、「○」は機能等の追加・充実を図る部分を表す。

#### 「環境学習・交流ゾーン」

施設名	用途	機能			動物愛護センター共有部分	現状との比較
		傷病救護	普及啓発	調査研究等		
展示学習コーナー	パネル展示、絵本、書籍、教材の展示		○		○	
多目的ルーム	環境学習、研修、会議、ボランティアの交流等（手洗設備付）		○		○	○
倉庫	机、イス等物品収納		○		○	

#### 「鳥獣保護・収容ゾーン」（診療施設）

施設名	用途	機能			動物愛護センター共有部分	現状との比較
		傷病救護	普及啓発	調査研究等		
検査・治療室	診療、治療、手術、採材、検査（手術台、レントゲン室、検査室、薬品庫）	○		○		
シャワー室	手術者等の衛生管理・感染管理	○		○	○	
洗濯室	洗濯	○		○	○	
車庫・搬入所	収容動物の搬入、車庫	○		○		

「鳥獣保護・収容ゾーン」（収容施設・別棟）

施設名	用途	機能			動物愛護センター 共有部分	現状との比較
		傷病救護	普及啓発	調査研究等		
隔離舎	収容直後の隔離（収容能力最大5頭羽）	○				
飼養獣類舎	獣類の収容（収容能力3頭）	○				
飼養鳥類舎	鳥類の収容（収容能力15羽） 大型鳥類の収容（収容能力5羽）	○				
放飼舎・訓練舎	鳥類の飛翔訓練を兼ねた収容（4羽）	○				
リハビリ用 鳥類ケージ	大型のバードケージ	○		○		
水鳥用のプール	水鳥用プール	○				
物品庫	収容動物等の飼料、器具等の保管	○		○	○	
解剖室	死亡要因等調査のための解剖			○		

収容頭数については更に検討を進めます。

「事務管理ゾーン」

施設名	用途	機能			動物愛護センター 共有部分	現状との比較
		傷病救護	普及啓発	調査研究等		
事務室・ 来場者窓口	職員執務室、窓口カウンター	○	○	○	○	
給湯室	ミニキッチン	○	○	○	○	
更衣室	職員用（男女別）、ボランティア用	○	○	○	○	
相談室	鳥獣に関する相談、指導（個人情報保護）	○	○	○	○	
書庫	書籍、啓発物品等の保管	○	○	○	○	

### 「その他の付帯設備」

施設名	用途	機能			動物愛護センター共有部分	現状との比較
		傷病救護	普及啓発	調査研究等		
ホール・廊下等	共有スペース	○	○	○	○	
トイレ	来館者、職員用、多目的	○	○	○	○	○

## 4 整備時期

動物愛護センターの整備計画に合わせ、2021年頃を目途に整備することを目指します。

## 第5 おわりに

今後、この基本構想を基に、生物多様性の保全に貢献し、豊かな自然環境に恵まれた本県において、野生鳥獣と人が共生する社会の実現に寄与するセンターの整備について、さらに具体の検討をしていきます。

### 【引用図書等】

- [ 1 ] 日本獣医師会：保全医学の観点を踏まえた野生動物対策の在り方（概要版）
- [ 2 ] 日本獣医師会ウェブサイト（オンライン）：日本獣医師会・獣医師会活動指針（<http://nichiju.lin.gr.jp/about/guide.html>）
- [ 3 ] 日本獣医師会：保全医学の観点を踏まえた野生動物対策の在り方

鳥獣保護センター整備の必要性と基本的な考え方

1 現在の鳥獣保護センターの概要

- 昭和40年に岩手県キジ養殖場として開設
- 昭和46年に幼傷病鳥獣の救護を目的に「岩手県鳥獣保護センター」と改称
- 以降、現在に至るまで施設の改修等を行いながら、傷病鳥獣の救護(治療、リハビリ、放野、終生飼養)と見学者受入等を実施しています。

2 鳥獣保護センター整備の目的

- 国が示す生物多様性の保全に貢献する、科学的で計画的な鳥獣保護管理の拠点施設としての機能強化
- 自然豊かな本県において野生鳥獣と共生していく社会の実現の拠点施設としての機能強化
- 現状施設の課題解決(一部施設や検査機器の老朽化、感染症対策等)以上の目的のため、運営体制の見直しを含めて施設を整備します。

3 鳥獣保護センターの目指すべき姿

- 生物多様性の保全に貢献する野生鳥獣保護管理施設
  - ・適切な傷病鳥獣救護と野生復帰を行うことで、希少種の保全や、種々の調査研究へ貢献します。
  - ・環境教育や普及啓発活動を通じて県民が自然環境を保全する心を育みます。
- 誰でも利用できる開かれた施設 広く県民が相談・学習等に利用できる開かれた施設にします。
- 多様な主体やボランティアと協働する施設 関係団体はもとより、他の動物関連施設と緊密に連携し体制の強化を図るとともにボランティアと協働して救護や普及啓発に取り組みます。

鳥獣保護センターが担うべき機能 (「One-World One-Health」の理念の下で傷病鳥獣の救護のみにとどまらず、科学的、計画的な鳥獣の保護及び管理の総合的な拠点として、次の機能を担います。)

1 傷病鳥獣の救護

- 収容・治療 県民からの通報を受け、傷病鳥獣の受入、治療
- 機能訓練・野生復帰 野生復帰のためのリハビリテーション、技術の向上やノウハウの蓄積
- 終生飼養 放野できない個体の終生飼養や、繁殖・展示等への活用
- 関係機関・ボランティアとの連携 応急治療を行う指定獣医師との情報交換による連携した対応、ボランティアが活発に活動できる仕組みづくり

2 野生鳥獣保護管理に関する環境教育・普及啓発活動

- 野生鳥獣の生息状況や保護管理対策の現状、野生鳥獣との関わり方についての教育
- 野生動物についてのイベント開催
- 鳥獣保護センター通信の発行

3 調査研究や野生鳥獣保護管理対策への協力等

- 救護データの収集や分析
- 野生鳥獣保護管理のための対策や大学等が行う調査研究への協力

鳥獣保護センター整備運営の方向性

1 運営方法

- 他の動物関連施設(動物愛護センターや動物公園等)との連携
- 民間活力の導入
- 関係団体(獣医師会や自然保護関係団体)との連携
- ボランティアとの協働

2 整備の方法

県では、同じく動物を扱う施設である動物愛護センターの整備が現在検討されており、一体的整備がされた場合に次のような効果が見込まれます。

《効果》

- ・愛護動物と野生動物の窓口の一本化による県民の利便性の向上。
- ・共通した業務を集約化することによる人員体制の強化や普及啓発活動の広がり。
- ・施設設備の共有化を図ることで整備費の低減、運営に係る人件費等や維持管理費の縮減。

動物愛護センターとの一体的な整備に向けた検討を進めます

3 施設規模と付帯設備

(1) 施設のコンセプト

- 傷病鳥獣の収容・治療・野生復帰訓練を行う施設
- 生物多様性保全の重要性について学ぶ施設
- 感染症及び動物福祉に配慮した施設
- 利用しやすい施設
- 県民が親しみやすい施設
- 環境に配慮した施設

(2) 配置施設の想定(3つの施設)

- ・建物(事務所、普及啓発、診療・治療)
- ・鳥獣収容施設(飼養・リハビリ)・駐車、駐輪場

(3) 必要な諸室の想定(区域ごと)

●「環境学習・交流ゾーン」

- ・展示学習コーナー ・多目的ルーム ・倉庫

●「鳥獣保護・収容ゾーン」(診療施設)

- ・治療室 ・レントゲン室 ・検査室
- ・シャワー室 ・洗濯室 ・車庫・搬入所

●「鳥獣保護・収容ゾーン」(収容施設)

- ・隔離舎 ・飼養獣類舎 ・飼養鳥類舎 ・放飼舎 ・訓練舎 ・物品庫 ・解剖室
- ・水鳥用プール ・リハビリ用鳥類ケージ

●「事務管理ゾーン」

- ・事務室 ・来場者窓口 ・給湯室
- ・更衣室 ・相談室 ・書庫

●「その他の付帯設備」

- ・ホール ・廊下等 ・トイレ等

4 整備時期

動物愛護センターの整備計画に合わせ、2021年頃を目途に整備することを目指します。